

☆ホームページアドレス
<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>
☆Eメールアドレス
hisho@city.shirakawa.fukushima.jp

本庁舎 八幡小路7-1 ☎② 1111
表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎③ 2111
大信庁舎 大信増見字北田58 ☎④ 2111
東庁舎 東釜子字殿田表50 ☎⑤ 2111

待望の応急仮設住宅が完成

◁市総合運動公園多目的広場に建設された応急仮設住宅。5月の連休中には、引越しの風景が見られました。



103世帯314人が待望の入居日を迎えて

東日本大震災に伴い、本市の市総合運動公園多目的広場に建設された応急仮設住宅への入居が5月1日から始まりました。本市では市総合運動公園多目的広場に120戸、八竜神市営住宅跡地に20戸の計140戸の応急仮設住宅が建設されました。

震災で家屋を失った方や東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能漏れで避難を余儀なくされた103世帯314人の方が、待望の入居日を迎えます。

した。

市内の自宅が被害に遭った山口正司^{やまぐちまさよし}さんは、家族5人で入居しています。日本赤十字社から寄贈された生活家電セットなどが整った部屋を見て「生活のための設備が整えられており、プライバシーが守られているのが、何よりもありがたいと思います。本当の家族だんらんの時間を取り戻せました」と話しています。

民間借上げ住宅の特例措置について

市では、この度の震災により、住宅を失った方等で自ら県内の民間賃貸住宅にすでに入居している方、今後自ら手続きして民間賃貸住宅に入居しようとしている方について、借上げ住宅とする特例措置を行っています。

●対象世帯

- ①住宅の全壊等により住居する住宅がない世帯、または原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ②自らの資力では契約の継続が困難な世帯
- ③高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、通学・通勤、通院などの理由により、避難所での生活が困難であると市が認めた世帯

●入居期間 原則として1年間

●対象住宅

- ①県内の賃貸住宅の家賃等が6万円以下で、耐久性を有することが認められるもの
- ②貸主および仲介業者が借上げ住宅となることについて了承したもの

●相談および受付窓口

- 避難する前の市町村が事務手続きを行います。
- ①相談および申請書の受付窓口 ▷本庁舎建築住宅課（市役所2階）
 - ②受付期間・時間
▷5月31日(火)まで/午前9時～午後4時

●問い合わせ先

本庁舎建築住宅課 ☎②1111 内2262・2263